

保育所等訪問支援

令和3年度報酬単価

旧単価

保育所等訪問支援給付費

1,035 単位

保育所等訪問支援給付費

991 単位

保育所等訪問支援

令和3年度報酬単価

専門支援員が支援を行う場合	679 単位
児童発達支援管理責任者が基準に満たない場合	
4月目まで	70 %
5月目以降	50 %
通所支援計画未作成減算	
2月目まで	70 %
3月目以降	50 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	93 %
特別地域加算	+15 %
初回加算	200 単位
家庭連携加算(月2回を限度)	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.1 %

旧単価

専門支援員が支援を行う場合	679 単位
児童発達支援管理責任者が基準に満たない場合	
4月目まで	70 %
5月目以降	50 %
通所支援計画未作成減算	
2月目まで	70 %
3月目以降	50 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	93 %
特別地域加算	+15 %
初回加算	200 単位
家庭連携加算(月2回を限度)	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	5.1 %